

# 長崎県再犯防止推進計画（概要）

## 計画の概要

### 1．計画策定の趣旨

- 再犯防止推進法（平成28年施行）に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、県における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画として定めるもの。
- 起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、「長崎県再犯防止推進計画」を策定。

### 2．基本理念

だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指す。

### 3．基本方針

国の再犯防止推進計画の基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が社会において孤立することなく円滑な社会復帰ができるよう支援し、その結果として、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組む。

### 4．重点課題

- (1) 関係機関・団体等との連携体制の構築
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- (4) 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止
- (5) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等
- (6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

### 5．計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間。

### 6．成果指標

本県の刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和7（2025）年度末までに714人以下（基準値の20%減）にする。

【基準値】令和元（2019）年の刑法犯検挙者中の再犯者数（892人）

## 本県の現状とこれまでの取組

### 本県の現状

- 本県の刑法犯認知件数は、平成以降のピークである平成15（2003）年の14,454件から16年連続減少し、令和元（2019）年には3,394件と平成15（2003）年の約4分の1を記録。
- 一方で、県内の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は、近年50%付近を推移しており微増傾向。

【令和元年の状況】 再犯者率 52.6%  
刑法犯検挙者数 1,697人、再犯者数 892人

### これまでの取組

- 犯罪をした者等に対する更生保護や再犯の防止等に対する施策については、国の各司法関係機関や民間協力者等が中心的な役割を担い推進。
- 県は、長崎県地域生活定着支援センターを平成21（2009）年度に設置し、福祉的支援を必要とする矯正施設退所者等に対し社会復帰の支援を実施。
- 「社会を明るくする運動」の推進など、国や関係団体と連携した取組を実施。

## 施策の展開

### 1. 関係機関・団体等との連携体制の構築

#### 現状と課題

- 犯罪をした者等の中には、仕事や住居がない、薬物依存、高齢で身寄りがいない、疾病や障害がある、生活困窮など、地域社会で安定した生活をする上で様々な課題を抱えている人が多く存在。
- 組織的かつ全庁的に支援がなされるよう、官民協働のネットワーク等による情報共有や支援体制の構築による連携の強化が重要。

#### 主な取組の方向

- 関係機関・団体等との連携及び情報共有のための会議の実施
- 犯罪をした者等を必要な支援機関等につなぐコーディネート等の実施

## 2. 就労・住居の確保

### 就労の確保

#### 現状と課題

- 本県において、令和元（2019）年に検挙された刑法犯総数（少年を除く）1,565人のうち、無職者は759人（48.5%）。
- 犯罪時に長崎県に居住地があった新受刑者は、令和元（2019）年において91人、そのうち、無職者は69人（75.8%）。

#### 主な取組の方向

- 就労に向けた職業訓練、相談・支援の実施
- 協力雇用主の活動に対する支援
- 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の実施

### 住居の確保

#### 現状と課題

- 国によると、刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先がないまま出所し、帰住先が確保された人と比べ、再犯に至るまでが短期間。
- 出所時に適当な帰住先がないまま満期釈放された人の多くは極めて不安定な生活環境のため、満期釈放前に出所後の住居を確保することが重要。

#### 主な取組の方向

- 地域社会における定住先の確保
- 住宅セーフティネット法の推進
- 公営住宅における取組の推進

## 3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進

### 高齢者・障害のある人への支援

#### 現状と課題

- 本県において、令和元（2019）年に検挙された刑法犯総数（少年を除く）1,565人のうち、65歳以上の高齢者は507人（32.4%）。
- 医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害のある人に支援が十分に行き届かず、再犯につながるケースあり。

#### 主な取組の方向

- 必要な保健医療・福祉サービスを利用できる手続きの円滑な実施
- 日常生活自立支援事業の実施、成年後見制度の体制整備
- 多重的見守りネットワークの構築推進
- 障害のある人の相談支援体制の連携・協力

## 薬物依存を有する人への支援

### 現状と課題

- 本県の令和元（2019）年の薬物事犯による検挙者数は44人、そのうち、再犯者数は35人（79.5％）。
- 薬物依存の回復には、本人やその親族等に対する相談支援、治療・支援等を提供する保健・医療機関の充実、治療・支援等に携わる人材育成が重要。

### 主な取組の方向

- 青少年向け予防教育の実施
- 薬物乱用防止に関する啓発活動の推進
- 保健所・精神保健福祉センターにおける相談対応・回復支援
- 支援体制の構築

## 4. 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止

### 学校等と連携した修学支援の実施

#### 現状と課題

- 国によると、少年院入院者の28.9％、入所受刑者の37.4％が、中学校を卒業後に高等学校に進学していない状況。
- 非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、少年院入院者の36.8％、入所受刑者の24.6％が高等学校を中退している状況。
- 継続した学びや進学・復学のための支援体制の充実が課題。

#### 主な取組の方向

- 円滑な学びの継続に向けた支援
- 学校における中退防止のための取組
- 学校等における非行防止等のための相談・支援
- 少年に手を差し伸べる立ち直りの支援活動

### 学校等と連携した非行防止等のための取組

#### 現状と課題

- 本県の平成30（2018）年中の少年の刑法犯検挙者数は127人、そのうち、再非行者は52人（40.9％）。

#### 主な取組の方向

- 学校等における非行防止等のための相談・支援
- 児童相談所における非行少年に対する取組
- 少年の規範意識向上のための活動
- 学校と警察との情報共有
- 子どものメディア環境の改善

## 5. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等

### 特性に応じた効果的な指導の実施等

#### 現状と課題

- 再犯防止の効果的な指導には、対象者の経歴や性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、経済状況など、様々な特性を把握した上で、継続的に働きかけることが重要。

#### 主な取組の方向

- 地域生活定着支援センターと県内矯正施設等との連携
- 子どもを対象とする暴力的性犯罪者の再犯防止
- ストーカー加害者に対する措置
- 暴力団離脱希望者に対する各種支援活動の推進

### 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

#### 現状と課題

- 社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠。
- 犯罪をした者等の安定した生活には、周囲の支援も重要。

#### 主な取組の方向

- 犯罪被害者等の支援・県民の理解の増進
- 犯罪をした者等の家族等に対する支援

## 6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

### 民間協力者の活動促進

#### 現状と課題

- 再犯防止等への取組では、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティア、少年警察ボランティア等、民間協力者の役割が重要。

#### 主な取組の方向

- 民間協力者の確保・活動に対する支援
- 少年警察ボランティア活動の支援

### 広報・啓発活動の推進

#### 現状と課題

- 再犯防止の推進について、県民の理解や関心が十分に深まっているとはいえないため、広報・啓発活動を継続していくことが重要。

#### 主な取組の方向

- 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」の啓発活動の推進
- 民間協力者に対する表彰
- 人権教育・啓発の取組